ひとり親家庭の方への 12 種類の資金貸付について
（那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金）

那覇市では、ひとり親家庭のみなさまに、より豊かな生活を送っていただくために、さまざまな資金をお貸ししています。詳細についてはお問い合わせください。

Q:対象者を教えてください。

A　那覇市にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が対象です。

※［寡婦］とは、かつては母子家庭の母であった方で、子どもが成人した後もなお配偶者のない状態の方

Q:どのような場合に借りることができますか？

A　お子さんの進学に必要な資金や一時的な生活資金、技能習得のための資金など12種類の貸付（右のQRコード）があり、それぞれ要件や必要書類、貸付可能な限度額が異なります。詳細はお問い合わせください。（事前相談が必要です。さかのぼっての貸付は行いません。）

Q:連帯保証人は必要ですか？

A　無利子で貸し付けを受ける場合は、連帯保証人が必要な場合があります。

Q:貸付から償還までの流れを教えてください。

A　貸付の流れは次のとおりです。

事前相談
▽　①事前相談：貸付対象者の確認、申請に必要な書類の案内をします。
申　請
▽　②申請：申請書に必要書類を添えて提出していただきます。
▽　③面談：申請者、連帯保証人と面談します。
▽　④決定：審査に通った場合、決定通知にてお知らせします。
貸　付
▽　⑤貸付：請求書を提出していただき、後日指定口座に振り込みます。
▽
（据置期間）　※償還を猶予する期間です。資金の種類によって期間が異なります。
▽
償還開始

Q:貸付以外にはどのような支援がありますか？

A　那覇市にお住まいの方がご利用できるその他のひとり親支援については那覇市ホームページ（右のQRコード）にてご確認いただけます。

那覇市子育て応援課（那覇市役所3階　45番窓口）
TEL：098-861-6951　母子自立支援担当

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金について

那覇市では、ひとり親家庭のみなさまを応援するため以下の12種類の資金の貸し付けを行っています。資金の種類によって、要件や必要書類などが異なりますので、詳細につきましては、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

資金種類	資金対象等
修学資金	授業科、学校納付金（施設整備費、実習費等）、修学費（交通費、教科書代、参考図書代、実収教材費等）、課外活動費（部活動費、サークル活動費、その他正課教育以外の経費等）、自宅外通学において係る経費（食費、住居費、光熱水費等）、保健衛生費（診療代、薬代等）、その他学校生活を送る上で必要と認められる経費。大学等又は大学院については、学校生活を送るうえで必要な生活費等を貸付対象に加える。
就学支度資金	受験料、被服費等。大学等又は大学院については、受験料を貸付対象に加える。
修業資金	事業の開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
技能習得資金	自ら事業を開始又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例:ホームヘルパー・パソコン・栄養士等）
生活資金	知識技能を習得している期間、医療若しくは介護を受けている期間、母子家庭又は父子家庭になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間(事由発生日から7年未満)、又は失業期間（離職日から1年以内）中の生活を維持するために必要な資金
転宅資金	住宅を移転するために住宅の賃借に際し必要な資金
事業開始資金	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するために必要な資金（例：設備、什器、機械等の購入）
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金（例：商品、材料等の購入）
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金

貸付期間終了後の返済(償還)について

- 貸付が終了しましたら、一定の据置期間経過後(期間は資金の種類によって異なります。)に貸付額の返済が始まります。
- 納入期限までに支払いがなかった償還金については、違約金が発生する場合があります。

那覇市子育て応援課（那覇市役所3階　45番窓口）
TEL：098-861-6951　母子自立支援担当